



News Letter



Topics

- I ~バレトン体験~
- II 大和ハウス工業社員の資格不正取得問題から学ぶ
- III 建設業法改正 ~ 技術者に関する改正点 ~
- IV 建設業許可~許可の基準(許可を受けるための要件)~
- V 今年新しく挑戦したいこと

いつもお世話になりありがとうございます！

担当：中村

~バレトン体験~

あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

皆さま、年末年始はどのように過ごされましたか？

私は、心行くまでおいしいものを食べて、心行くまでゴロゴロして…という
思うがままの年末年始を過ごしました(；_；)

そんなだらけきった心身に鞭を打つべく、先日「バレトン」を体験してきました。

バレトンとは、バレエ・ヨガ・ストレッチを組み合わせた新しいエクササイズだそうです。

バレエとヨガということから、優雅でのんびり自分のペースで行うものと思いきや、

アップテンポな曲に合わせてスクワットの連続！休憩も短い！と、とてもハードでした！

45分間のレッスンだったのですが、汗だくになり、次の日はこれまで経験したことのないような筋肉痛になりました。

家でゆっくりするのもいいですが、体を思いっきり動かすこともよいリフレッシュになりますね！

皆さまもぜひ、バレトンを体験してみてください！



大和ハウス工業社員の資格不正取得問題から学ぶ

昨年12月18日、大和ハウス工業の社員349人が、施工管理技士の受験資格である実務経験を満たさずに資格を取得していたことが明らかになりました。不正に資格を取得した社員が16件の工事の監理技術者・主任技術者と、4つの営業所の専任技術者としてそれぞれ配置されていたことがわかっており、また、すでに同社を退職した元社員35人にも不正取得の疑いがあるとのことでした。

複数の種類の技術検定を受検する際に、本来、**種類毎に必要な実務経験を重複して計上していたこと**、それを**証明する会社としての確認も不十分であったこと**等が、今回の事案が発生した主な原因のようです。

国土交通省は、「実務経験に不備がある社員が監理技術者等として配置されていた工事について、物件の所有者等に対し事案の内容を丁寧に説明するとともに、品質等の確認方法について具体的な方針を示すこと」等を大和ハウス工業に指示しました。また、不正の手段によって技術検定を受け合格した事実が明らかとなった合格者に対し、合格を取り消すと同時に、3年以内の期間を定めて技術検定の受検を禁止する手続きを行うとのことでした。

この問題の原因から考えるに、社員の実務経験が会社でしっかりと管理(誰が、いつ、どの工事に携わったか等)されており、建設業法に関連する担当部署を設ける等のチェック体制が構築されていれば、実務経験証明書に社印を押す前の確認で、気づくことができたのではないかと思います。

なお、大和ハウス工業は1月15日、発生原因の究明や再発防止に向けて外部調査委員会を設置したことを明らかにしました。同委員会による調査期間は約2カ月が予定されています。

(担当:大野)



〒450-6333 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋33F

行政書士法人名南経営

社員行政書士 荻野恭弘 ・ 社員行政書士 大野裕次郎 ・ 社員行政書士 原田 裕

◆TEL 052-589-2362 FAX052-589-2367 ◆web <http://gyousei-meinan.com/>

建設業法改正 ～ 技術者に関する改正点 ～

今回は「働き方改革の促進」のための改正点として「工期の適正化」を解説しました。今回は、人手不足が深刻な建設業界において、「生産性の向上」のため改正される点について解説します。

①監理技術者の専任要件の緩和

現行法では、工事期間中、現場に配置する監理技術者は専任のものでなければなりません。(他の工事現場を兼務できません。)つまり1人1現場しか担当できないため、いくつもの工事を同時に受注しようとすると監理技術者が複数名必要になります。監理技術者を何人も確保することは難しく多くの建設業者の悩みでしたが、今回の改正により専任の「技士補」等の**監理技術者を補佐する者を置けば**、監理技術者は工事を兼務することができます。

※技士補とは…技術検定制度の見直しにより、令和3年4月より新たにできる資格です。

②主任技術者の配置の見直し

現行法では、工事の規模(金額)問わず現場には主任技術者を置くこととされています。つまり、多くの下請業者が携わっているような工事では、二次下請業者・三次下請業者…と下位の業者であっても主任技術者を置いています。しかし今回の改正により、一定の要件をみたした場合には**主任技術者の配置を省略することができます**。この主任技術者の配置を省略することについては、**工事の種類が限定**されているため、すべての工事現場で主任技術者の省略が可能となるわけではないことに注意が必要です。

(担当:寺嶋)

建設業許可 ～許可の基準(許可を受けるための要件)～

【許可の基準(許可を受けるための要件)について】

建設業の許可を受けるためには4つの「許可要件」を備えていること及び法第8条に規定する「欠格要件」に該当しないことが必要となります。

また、特定建設業の許可を取得するには一般建設業より要件が重くなります。

「要件」

- ①経営業務の管理責任者(法第7条第1号)
「経営業務の管理責任者として経験がある者を有していること」
- ②専任技術者(建設業法第7条第2号、同法第15条第2号)
「専任技術者の設置」
- ③誠実性(法第7条第3号)
- ④財産的基礎等(法第7条第4号、同法第15条第3号)
- ⑤欠格要件(建設業法第8条、同法第17条(準用))
「許可を受けられない方」



建設業の許可に必要な5つの要件

★ 次回は「要件の①【経営業務管理責任者】」です

(担当:松裏)

行政書士法人名南経営 許認可チームスタッフ

「今年新しく挑戦したいこと」

★大野 裕次郎★

「書籍の執筆」
数年来の目標ですが
今年こそは…



★寺嶋 紫乃★

「ゴルフ」
とりあえず
形からでも



★松裏 浩子★

「一人旅」
とりあえず
日帰り旅行から…



★中村 桃子★

「着付け」
毎年できるようになり
たいと思いながら、
何もしないままで
す…



★片岡 詩織★

「料理」
自分でお弁当が
作れるように、
頑張ります。

